

(韓国/主題) 韓国の電子税金計算書発行制度

付加価値税法は1976年12月22日法律2934号で制定され、翌年である1977年7月1日から施行され、付加価値税法において、税金計算書は大変重要な書類である。

この税金計算書によって、売上と仕入が確定され、領収証及び請求書、帳簿としての機能を与えている。

我が国では、電子申告は2000年度ソウル地域で試験的に実施され、実務的な補完を経て、2002年度付加価値税申告から全国的に施行され、現在は完全な定着段階に入っている。

国税庁では、既存の紙の税金計算書を電子化して、電子税金計算書を発行すべく関連税法を一部改正し、来年1月からまず、法人事業者を対象として施行することになっている。

紙の税金計算書がなくなり、電子税金計算書がその座に取って代わるならば、記帳を中心とする税務代理市場に大変革を起こす事は、予想される状況にある。

. 付加価値税 概要

1. 付加価値税の概念

付加価値税とは、財貨またはサービスの生産・流通における、すべての段階でこれに関わった各企業が追加創出した価値である付加価値 (Added Value) について課税する租税を言い、納税者と担税者が異なる代表的な間接税である。

2. 付加価値税の種類

(1) 国民総生産型 (GNP type) 付加価値税

すべての消費財と資本財、すなわち総投資費用を課税対象として、総売上額に中間財購入額を控除して、資本財の仕入費用や減価償却費を控除しない。従って付加価値税の課税標準は各段階での賃金・利子・利潤・地代・減価償却費の合計額である国民総生産額と一致する。

(2) 所得型 (NNP type) 付加価値税

総投資額から減価償却費を控除した純投資額を課税対象とし、付加価値税の課税標準は、賃金・利子・利潤・地代の合計額である国民純生産額と一致する。

(3) 消費型 (Consumption type) 付加価値税

消費だけを課税対象とする付加価値税の課税標準は、企業の総売上から原材料及び中間財購入額と設備に対する資本的支出額を控除した金額である。

3. 付加価値税の課税方法

(1) 加算法 : 付加価値の分配側面から付加価値を測定する方法

一定期間中、発生した各企業の付加価値構成要素である賃金・利子・利潤・地代等の合計価値を課税標準とし、ここに税率を適用して納付税額を計算する方法。

(2) 控除法 : 付加価値の生産側面から付加価値を測定する方法であり、次の通りに分類される。

1) 前段階取引額控除法

一定期間中の各企業の売上額から、仕入額を控除した金額を当該企業の付加価値とし、これを課税標準として、税率を適用し、納付税額を計算する方法。

2) 前段階税額控除法

一定期間中、各企業の売上額全体について税率を適用し、計算した売上税額から、仕入取引時に徴収された仕入税額を控除した金額を納付税額とする方法。

4. 付加価値税の経済的効果

(1) 肯定的効果

- 1) 輸出促進及び国際収支改善
- 2) 投資誘引
- 3) 租税の中立性維持で資源配分の合理化
- 4) 税収確保及び予測の容易性
- 5) 租税制度の簡素化

(2) 否定的効果

- 1) 物価高騰の促進作用
- 2) 租税負担の逆進性
- 3) 景気調整機能の不完全性
- 4) 税務行政及び企業会計業務上の費用の増大

5. 税金計算書の機能

(1) 本来の効果

事業者が財貨等を供給するとき、税金計算書を交付し、供給を受ける者に付加価値税を転嫁させる事ができ、供給を受ける者は交付を受ける税金計算書を要約した仕入先別税金計算書合計表を政府へ提出し、取引時に徴収された付加価値税を仕入税額として控除を受けることで、付加価値税の転嫁のための法的措置として機能する。

(2) 派生的な効果

- 1) 一般的な取引におけるインボイスの役割、掛け取引における請求書の役割、現金取引における代金領収証の役割を果たす。
- 2) 記帳における基礎的な証憑資料になる事はもちろん、国税庁長が指定した零細事業者が交付を受けたり、交付した税金計算書または領収証を保管した場合は、記帳義務を履行したと見なされる。
- 3) 税金計算書は、課税行政上も大変重要な機能を果たす。付加価値税において交付した税金計算書と交付を受けた税金計算書の相互チェックをを通して、売上税額と仕入税額の適正性の可否を確認する資料になる事はもちろん、所得税や法人税の課税資料としても活用できる。

6. 韓国の付加価値税制度

韓国では、消費型付加価値税として、前段階税額控除法を採択しており、この方法で納付する付加価値税額は次の通りになる。

売上金額 10,000,000W (付加価値税10% = 1,000,000W別途)

原材料・商品等、仕入金額 3,000,000W (付加価値税10% = 300,000W別途)

従業員給与、支給 5,000,000W

納付する付加価値税額は、700,000W (の1,000,000 - の300,000)になる。

. 電子税金計算書 発行制度

1. 電子税金計算書 概要

税法上、公認されたデジタル税金計算書を言う。

既存の紙の計算書との差異は、発行される形態の差異であり、暗号化されたアルゴリズムを通じ、オンラインで発行され、別途に出力が必要でなく、ハードディスク内に電子的に保管でき、出力にかかる費用やスペースを減らす事ができ、経済的といえる。

特に付加価値税の申告において、毎月税金計算書が自動的に合算・処理され申告期間中における、税務士事務所の忙しさを軽減させる事になる。

2. 標準電子税金計算書

国税庁は、2008年下半期から、韓国電子取引振興院と共に電子税金計算書の標準化作業を進め、『標準電子税金計算書 V3.0 開発方針』を完成させ、ASP事業者等が発行する電子税金計算書が、この基準に適合した場合には認証マークを付与するという、標準電子税金計算書認証制を導入した。

3. 施行時期

電子税金計算書の導入は、2001年1月29日に国税庁が付加価値税法施行令第53条6項の規定を新設し、税金計算書を電子的に交付・保管する方法(国税庁告示2001-4号)を告示で、導入する事となり、

- (1) 法人事業者の場合には、2010年1月1日から、義務的に発行しなければならない。
- (2) 個人事業者の場合には、その経過を観察した後に、追って施行する予定である。

4. 電子税金計算書発行対象

付加価値税法上の事業者には、業種別に付加価値税が課税される課税事業者と付加価値税が免税(注1)される免税事業者とに区分されており、課税事業者に限り電子税金計算書を発給するようになっており、免税事業者が発給する計算書は除外されている。

5. 電子税金計算書 交付方法

(1) 税金計算書発行件数が多い大容量連係対象事業者の場合

自発的にERPシステムを設置するか、または税金計算書交付中継サイト(ASP事業者)に加入し、発行する。

(2) 零細な法人事業者の場合

国税庁発行システムまたは韓国税務士会が設立した電算法人を利用する。

(3) インターネットに慣れていない階層の場合

電話機を通したARS発行または、クレジットカード決済網を利用したVAN端末機発行を検討中である。(クレジットカード決済網を利用する対象者は、クレジットカード加盟店または、現金領収証加盟店の場合が該当する。)

2010年1月1日以後、法人事業者は電子的方法で電子税金計算書を交付しなければならず、“電子的方法”とは、先のいずれか一つに該当する方法で、必要的、任意的記載事項を計算書作成者の身元及び計算書の変更可否等を確認する事ができ、公認認証システムを経て情報通信網で交付する事を言う。

(注1) 付加価値税が免税される取引は次のようである。

農業・畜産・漁業・林業、水道水、医療保健、教育、旅客運送、図書・新聞・雑誌、郵便・印紙・証紙、煙草、金融・保険、住宅とその付随土地の賃貸、人的サービス、芸術創作品・芸術行事・文化行事等、図書館等への入館、宗教等の公益団体の財貨または、サービスの供給、他に付随するもの。

6. 電子税金計算書の交付手続

発行手続は次の順序とする。

公認認証機関に認証書を申請する。(供給者)

- ・ 公認認証機関：韓国情報認証、証券電算院、金融決済院、韓国電子証明院、韓国電算院、韓国貿易情報など

公認認証機関より認証書の発行を受ける。

- ・ 認証書の発行費用(税金計算書専用)

法人:4,400 ウォン(個人 2,200 ウォン)、汎用:110,000 ウォン

- ・ 現在、電子税金計算書の発行規模(2007年)は全 5.6 億件の 15%水準となる 8 千万件と推定されます。

電子税金計算書を作成・送信する。(インターネット電算システム)

- ・ 事業者が自体構築
- ・ 発行代行業者保有
- ・ 国税庁電算システム

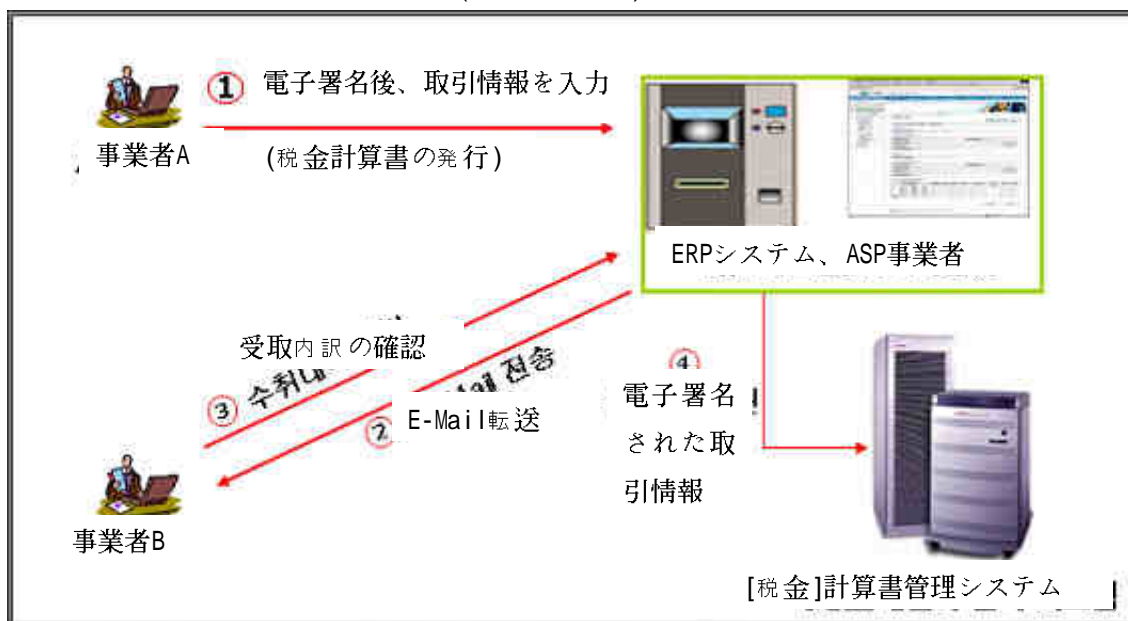
受信および承認(供給を受ける者)

ERP システムの構築者および ASP(中継事業者)、国税庁電算システムのそれぞれの交付手続は次の通り。

(1) 電子振興院の標準認証を得た ERP などのシステム構築者または税金計算書中継事業者(ASP)を介して取引する場合

- 1) 売出人(税金計算書の発行義務者)は電子署名をした後、取引情報を ERP または ASP に入力
- 2) 買入人は受取内訳を確認し ERP または ASP 事業者に承認を通知
- 3) ERP または ASP 事業者は電子署名された取引情報を国税庁の税金計算書管理システムへ送信

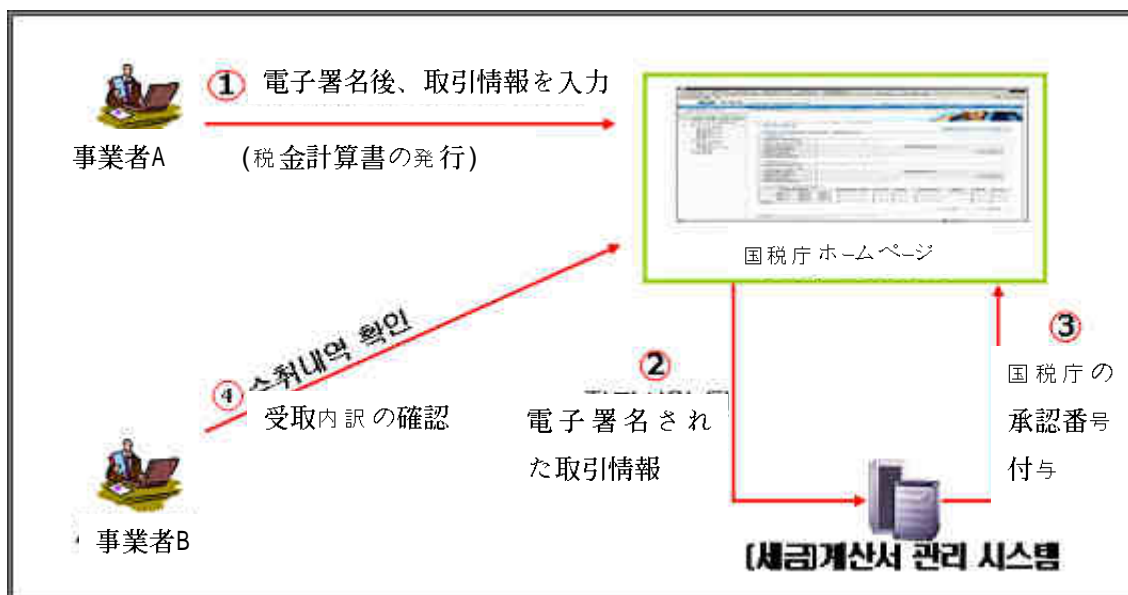
(交付手続図解)



(2) 国税庁システムを通じて交付する場合(小規模事業者)

税金計算書の発行件数が少ない小規模の法人事業者は ERP または ASP を利用せずに、リアルタイム国税庁電子税金計算書ホームページ(www.esero.go.kr)へアクセスしリアルタイムで電子税金計算書を交付することができる。

(交付手続図解)



7. 電子税金計算書の送信

電子税金計算書を交付したときは電子税金計算書の交付日または発行日の翌月 10 日までに電子税金計算書交付明細(必要的、任意的記載事項をいう)を国税庁長に送信しなければならず、送信した税金計算書については税金計算書合計表の提出および税金計算書の保管義務を免除する。

8. 電子税金計算書の発行および受取のための事業者の準備事項

法人事業者は 2010 年 1 月から電子税金計算書を発行して送信しなければならず、個人事業者などは法人事業者から電子的な方法により電子税金計算書の交付を受けなければならない。

(1) 法人事業者(37 万社)

税金計算書発行のため自ら ERP システムを構築または ASP 事業者との契約を通じて発行準備を完了しなければならない。

また、税金計算書の発行に必要な公認認証書の発行も事前に受けなければならない。

一方、他の法人が発行した電子税金計算書を受け取るためには必ず E-mail アカウントが必要であり、本人が受け取った電子税金計算書を照会するために国税庁が運営する電子税金計算書ホームページにも加入しなければならない。

(2) 個人事業者(400 万人)

法人が発行する電子税金計算書を受け取るための E-mail アカウントがなければならず、受け取った電子税金計算書を照会するためには国税庁が運営する電子税金計算書ホームページに加入しなければならない。

しかし、個人事業者であっても電子税金計算書を発行しようとする場合は、法人事業者と同一の準備をしなければならない。

(3) 公認認証書

国税庁の電子税金計算書ホームページへの加入に必要な公認認証書として既存の汎用認証書を使ってはならず、国税庁が準備している電子税金計算書専用の公認認証書を使用しなければならない。

(4) E-Mail アカウント

可能な限り大容量かつ電子税金計算書のみアカウントを別に作ることが望ましい。

現在国税庁では大半がポータルサイトのメールアカウントを使用している実情を考慮し、電子税金計算書がスパムメールとして処理される問題を事前に防止するため、ネイバー、ダウムとの間で、電子税金計算書を重要情報として扱うよう一種の“ 国税庁発送メールボックス ” を作る案を推進中である。

9. 税額控除と加算税

電子税金計算書の交付内訳を国税庁へ送信した事業者は、交付 1 件あたり 100 ウォン (年間の限度 100 万ウォン) について 2011 年 12 月 31 日まで税額控除を受けることができ、電子税金計算書の交付日が属する月の翌月 10 日までに電子税金計算書の交付明細を国税庁長に送信しなかった場合は、供給価額の 1% を加算税として賦課する。

10. 電子税金計算書制度の長所

(1) 業務時間の短縮

オンラインを利用した税金計算書の伝達により業務時間が短縮される。

(2) ミスの発生が減少

伝達過程で発生し得る紛失のリスクが軽減され、集計および照会が随時可能となり、受け付けた事実をリアルタイムで確認できるため、ミスの発生割合が減少する。

(3) 装備およびスペースが不要

紙の税金計算書の保管および管理に要する装備ならびにスペースや人員を節減できる。

(4) 業務の利便性が増大

大量の税金計算書についても同時処理および管理が可能で、印刷ならびに発送の過程が省略され業務時間が減る。

(5) 経常費用の節減

紙の税金計算書に比べ郵便発送費用や印刷費用などの経常費用が節減される。

(6) 虚偽税金計算書の根絶

国税庁がより効率的に虚偽税金計算書を摘発することができ、仕入内訳操作による脱税行為を大幅に減らすことができる。

(7) 徹底したセキュリティーが可能

認証手続によるデータの 100%の安定性と暗号化されたアルゴリズムによる徹底したセキュリティーが保障される。

11. 電子税金計算書制度の問題点

- (1) 電算障害発生時に税金計算書の発行が制限される。
- (2) 小規模事業者などの脆弱な階層でエラーが発生する可能性が常につきまとう。
- (3) 国税庁の管理システム導入により、相当な財政的支出が予想される。

・ 電子税金計算書発行制度 に対する韓国税務士会の対処案

2010 年の電子税金計算書制度の法人事業者義務化を契機に設立準備が進んでいる電算法人には、会員の期待に必ず応えるべき義務と、税務士業界の永らくの念願を完結すべき課題が同時に課せられている。今新たに出発する電算法人が成功を収めるためには、記帳および申告代理が可能な税務会計プログラムを確保しなければならず、正確な市場分析および競争時の分析を通じて事業リスク管理を含む現実的な事業案を提示し、多数の会員の意見などを集約・検討し、2~3 年後も記帳料が減少しないよう十分な検討が求められている。

(1) 電算法人の設立

韓国税務士会では、電子税金計算書発行制度に関連し、ドイツのように電子税金計算書事業において中心的な位置に立って収益を創出し市場の公益的な側面で寄与すると同時に、会員の収益性向上をめざし、韓国税務士会が主軸となる電算法人(ASP 事業者)の設立作業を進めている。

去る 7 月 29 日、現在の全開業会員 8,170 名のうち 4,545 名が参加(参加率/55.63%)して 32 億ウォンを出資するなど、電算法人設立推進団(新設法人名/(株)ハンギル TIS, ホームページ www.bestbill.co.kr)の設立準備が進められている。

(2) 電算法人事業の推進現況

韓国で発行されている税金計算書はおよそ 6 億枚(最大 10 億枚)前後であり、税金計算書 1 枚あたりの発行手数料を 200 ウォンと定める場合、来年から年間 2,000 億ウォン台の新 IT(情報技術)市場が開拓されることになる。

現在 50 余りの会社を会員社として出発した電子税金計算書協議会は、1977 年の付加価値税法導入以降 30 年あまりにわたり使われてきた紙の税金計算書が電子化されることで韓国内の税務慣行に多大な変化をもたらされると判断している。

韓国税務士会が設立を進めている電算法人もこれら業者との熾烈な競争が避けられないものと予想され、これは税務士業界の大変革を予告するものである。

一方、韓国税務士会は 5 月 4 日にドイツ・ハンブルグにおいてドイツ税務会計プログラムの電算法人であるダテヴ(Datev)代表のカンプ(Kampf)との懇談会を開き、税務士会が推進中の電算法人設立に関連する業務協約を結んだ。ダテヴは 1966 年に設立され、現在 4 万名あまりの税務士がダテヴ・システムに加入しており、年間約 6 億ユーロ(ウォン貨で約 1 兆ウォン)の売上をあげている。なお、このシステムを利用する会員の使用料は 1 人あたり 300 ユーロ(ウォン貨で約 51 万ウォン)前後で、毎年約 65 ユーロの配当金を受けている。

・ 電子税金計算書関連法令

1. 電子取引基本法

電子取引基本法は 1999 年 1 月に制定され、同年 7 月 1 日から施行されています。

- 1) 電子文書および電子取引の定義
- 2) 電子文書および電子署名に法的効力を付与
- 3) 電子文書の法律関係整備
- 4) 公認認証機関の運用

2. 電子署名法

電子署名法は 1999 年 7 月 1 日から施行され、2001 年 1 月および 12 月に改正されました。

- 1) 電子署名の概念
- 2) 電子署名の効力
- 3) 公認認証機関の指定

- 4) 認証書の内容
- 5) 認証管理体系の認定規定

3. 税法上の規定

(1) 国税基本法

1) 電子申告の意義

電子申告とは、課税標準申告書等、国税基本法または税法による申告関連書類を国税庁長が定めて告示した情報処理装置（電話通信装置を含む）によって申告したものをいう。（同法 2 条 18 号）

課税標準申告書はその申告する時の当該国税の納税地を管轄する税務署長に提出しなければならないけれども電子申告をする場合には地方国税庁長または国税庁長に提出することができる。（同法 43 条 1 項）

2) 帳簿の備置及び保存

帳簿及び証拠書類をその取引事実が属する課税期間に関する当該国税の法定申告期限が経過する日から 5 年間保存しなければならない。この時、納税者は帳簿と証拠書類の全部又は一部について電算組織を利用して作成することができる。この場合、その処理、過程等は次の基準に従って磁気テープ、ディスク、その他保存装置によって保存しなければならない。（同法 第 85 条の 3 3 項、同法 施行令第 65 条の 7）

(2) 付加価値税法

1) 税金計算書(法 第 16 条)

納税義務者で登録した事業者が、財貨またはサービスを供給した時には、第 9 条の時期（大統領令で時期を異なって定めた場合にはその時期をいう。）に次の各号の事項を記載した計算書（以下 "税金計算書" という。）を大統領令が定めたところによって供給を受けた者に交付しなければならない。この場合、税金計算書を交付した後、その記載事項に関して間違いや訂正等大統領令が定めた事由が発生した場合には、大統領令が定めたところによって税金計算書を修正して交付することができる。

(2006.12.30 改正)

1. 供給した事業主の登録番号と氏名又は名称
2. 供給を受けた者の登録番号

3. 供給価額と付加価値税額

4. 作成年月日

* (1-4 は必ず記載しなければならない必要的記載事項である。)

5. 第1号から第4号までの他に大統領令が定めた書類(2007.12.31 改正)

法人事業者等、大統領令によって定めた事業者は第1項にも関わらず大統領令によって定めた電磁的方法によって税金計算書(以下 "税金計算書" という。)を交付しなければならない。(2008.12.26 新設)

第2項による電子税金計算書を交付したときには大統領令によって定めた期限までに、大統領令によって定めた税金計算書の交付明細を国税庁長に電送しなければならない。(2008.12.26 改正)

第2項による事業者でない事業者も、第2項並びに第3項による電子税金計算書を交付・電送することができる。(2008.12.26. 改正)

2) 加算税(法 第22条)

事業者が次の各号のいずれか1つに該当した場合には、その供給価額に対する100分の1に相当する金額を納付税額に加算するか還付税額から控除する。
(2006.12.30 改正)

第16条 第2項により電子税金計算書を交付する事業者が国税庁長へ税金計算書・交付明細を電送しない場合 (2008.12.26 新設)

事業者が次の各号のいずれか1つに該当した場合には、その供給価額(第2号の場合には、その税金計算書に記載される金額をいう。)に対する100分の2に相当する金額を納税税額に加算するか還付税額から控除する。(2006.12.30 新設)

1. 第16条により税金計算書を交付しない場合 (2008.12.26 改正)

3) 電子税金計算書 交付・電送に対する税額控除特例(法 第32条の5)

事業者が第16条により電子税金計算書を2011年12月31日までに交付(税金計算書・交付明細を国税庁長へ電送する場合に限定する。)する場合には電子税金計算書交付件数によって大統領令が定めた金額を該当課税期間の付加価値税納付税額から控除することができる。この場合、控除限度は大統領令に定める。(2008.12.26 新設)

第 1 項により税額控除を受けようとする事業者は第 18 条並びに第 19 条によって申告するとき、企画財政部令に定めた電子税金計算書・交付税額控除申告書を提出しなければならない。(2008.12.26.新設)

法 第 32 条の 5 第 1 項前段での “ 大統領令で定めた金額 ” とは 100 ウォンをいう
(2009.2.4 新設)

法 第 32 条の 5 第 1 項の後段での控除限度は年間 100 万ウォンをいう。
(2009.2. 4 新設)

(韓国/副題) 税務士名称独占使用 その後

. 序論

税務士名称使用禁止は、税務士自動資格と密接な関連があるという事ができる。韓国税務士会は日本式の税務代理一元化で行くのか、ドイツ式の自動資格を排除し、多元化へ行きながら、租税訴訟代理権を確保する実利で行くのかについて、悩んでいた。

以前は、税務代理は税務士の名称のみです、税務代理一元化で税務士の地位を高めていったが、現実には税務士会において、公認会計士である税務士の管理が難しく形式的な税務代理一元化水準に留まっていたと見ることができる。2003年税務士法改正では、弁護士、公認会計士の自動資格を排除するのに焦点を合わせようとしたが、自動資格廃止は、貫徹させる事はできず、税務士の名称のみ使用できないようになった。資格がありながら、資格名称を使用できない立法上の矛盾があったが、これは弁護士と公認会計士へ税務代理業業務自体を排除する事はできない現実において、消費者である納税者の認識と選択権の観点において、実質的に税務士自動資格を排除する効果があったとする事ができる。

以後、弁護士の税務士名称使用禁止に対する税務士法違憲可否について、憲法裁判所は租税制度及び税務行政上、税務士職務の公共性と租税専門家としての固有な専門職域確認した事と同時に、各資格士の名称で表示されている専門性を通して、消費者が合理的な選択をできるようにする点で、このその立法目的の正当性と手段の合理性を認識し、合憲結論を出した。

一方では、税務分野の専門性を高める事と、消費者達への高品質の税務サービスを提供するため、弁護士の税務士自動資格取得を廃止する税務士法一部改正法律案が、再び国会に発議された状況にあり、企画財政委員会でも肯定的な検討報告があった。このように一連の事項は自動資格廃止に対する社会共感と立法過程上、正当な論理が反映されたという事ができ、今後、韓国税務士会は継続的に租税専門家としての地位向上のための、自動資格廃止へ努力しなければならない。

・税務士自動資格廃止の進行過程

1. 韓国税務士制度変遷過程

(1) 韓国税務士制度誕生

韓国の税務士法は、1961.9.9国家再建最高委員会議を通過し、誕生した。財務部において、日本の税務士制度を模倣とし、税務士法を草案した当時、計理士法に計理士業務で規定された税務代理業務は、既得権を認めており、継続して、計理士の職務として残っており、弁護士と計理士(公認会計士)へ、税務士自動資格を与えることとなった。

(2) 税務代理一元化のための税務士法改正推進

1962年税務士会を創立する時、税務士数が131名であり、それも大部分、公認会計士が自動資格を利用して、登録していた。1977年代から、税務士登録者数が1000名を超えることになり、税務士会では、税務代理一元化のための税務士法改正を根気強く推進し、1980年には行政改革委員会において、税務代理一元化を賛成する検討意見を財務部へ送ったが、公認会計士、弁護士の反対で法改正を見ることができず、1989年に、税務代理は税務士の名称のみ、できるよう税務士法を税務代理の準拠法とする法が改正された。しかし、公認会計士である税務士は、税務代理収入が全体収入の90%以上になれば、税務士会へ加入するようにする事で、事実上、公認会計士の税務士会加入を免除し、税務士会において、公認会計士である税務士の管理が不可能になってしまった。しかし、各種税法において、税務代理人は、税務士名称のみで表示され、税務士の地位を高めるのに大きな役割をした。

(3) 自動資格廃止及び税務士名称独占使用税務士法改正推進

2003年税務士法改正では、弁護士、公認会計士の自動資格を排除するのに、焦点を合わせ、約15年間理論を開発し、政府にも広報し、公認会計士会及び弁護士会と根気強く対話を重ね、議員立法を通し、弁護士、公認会計士自動資格排除を推進し、国会財経委員会を通過し、法査委員会において、弁護士出身議員の反対で自動資格廃止を貫徹させる事ができず、弁護士、公認会計士は、各自名称で税務代理業務をする事ができるようにし、税務士の名称を使用できなくなった。

2. 各国の事例

(1) アメリカ

アメリカの税務士制度は、約120年の歴史を持っており、税務士(EA)、公認会計士(CPA)、弁護士(Lawyer)は、各自名称を使用し、無制限に、税務代理業務をしている。この中で、唯一、税務士だけが連邦政府から資格が与えられるのに対し、公認会計士と弁護士は各州政府によって、資格が与えられている。

(2) ドイツ

公認会計士、弁護士に税務士自動資格を廃止し、但し、その業務を同一に遂行するように税務代理登録をするようにしており、公認会計士と弁護士が税務士名称を使うためには、税務士試験を受けて、資格を取得しなければならない。

(3) オーストリア

弁護士、公認会計士に税務士自動資格を付与しなくて、税務士試験に合格した者にだけ税務士の名称を使って税務代理業務を遂行できる。

(4) 中国

最近に税務士制度を導入した中国の場合にも、税務士だけが税務士の名称で税務代理業務を遂行しており、公認会計士と弁護士には税務士試験に合格しなければ、税務士の名称を使用できず、税務代理業務を遂行することはできない。

(5) 日本

税務士制度を施行している国中、唯一資格を自動で与えている日本の場合には、税理士名称を使って税務代理業務を営もうと思う時には、税理士連合会に登録、入会する条件で名称使用と税務代理業務を遂行できるようにしている。

2005年4月1からはいわゆる許可公認会計士でも必ず税理士会に登録して、税理士の名称で税理士業務を遂行することができるようになって、税理士管理の一元化がなされたと見られる。

3. 税務士法改正内容

(1)法改正にともなう税務士法適用要約(法律第7032号2003.12.31.)

1)要約

税務士の資格は税務士試験に合格した者、公認会計士および弁護士の資格がある者で、従来と同一だが、2004年からは税務士試験に合格して、税務士資格がある者が、税務代理を始めようとするなら6条によって、財政経済部の税務士登録簿に登録しなければならず、ここに登録した者だけが税務士名称を使え、それ以外の者は税務士、またはこれと類似の名称を使うことはできない。

2)法改正前税務士資格がある公認会計士と弁護士

税務代理業務開始

財政経済部の税務士登録簿に登録しなければならないが、弁護士は任意登録が可能である。

税務士名称使用

上記1)により登録した公認会計士と弁護士は税務士名称使用が可能である。

税務士法適用

上記1)により登録した公認会計士と弁護士は税務士会加入と除名、教育、懲戒(税務士会会則違反)の規定は適用しなくて、その他税務士法規定は適用、ただし、専業である場合には税務士法のすべての規定が適用され、この場合、専業とは全体収入金額中、税務代理業務収入金額比率が90%以上なることをいう。

3)法改正後、税務士資格を取得した公認会計士と弁護士

税務代理業務開始

公認会計士は財政経済部の税務代理登録簿に登録しなければならず、弁護士は登録することができません。

税務士名称使用

法改正後に、税務士資格を自動取得した公認会計士と弁護士は税務士名称を使うことはできない。

税務士法適用

上記1)により登録した公認会計士で、税務代理業務をする者は税務士法規定中で税務士の使命、税務士の欠格事由、記名捺印、調査通知、秘密厳守、誠実義務、脱税相談禁止、名義貸与禁止、事務所職員、事務所の設置、帳簿作成、係争権利の譲受禁止、公務員兼任または

営利業務従事禁止、損害賠償責任の保障、懲戒(税務士会会則違反規定は除外)、罰則と関連した規定のみ、適用される。

4)経過措置(改正付則)

法改正前に公認会計士と弁護士の資格で、税務士資格を持った者(改正前まで未登録の場合)は6条の規定によって、税務士の登録ができ、税務士の名称も使うことができ、税務士法のすべての規定が適用される。

法改正前に公認会計士と弁護士として、税務士登録簿に登録した者は、税務士会加入と除名、教育、懲戒(税務士会会則違反)の規定は適用しない。ただ專業の場合には税務士法のすべての規定が適用される。

法改正にともなう公認会計士および弁護士の税務士法適用要約表

(法律第7032号) 2003年12月31日法改正	法改正前 税務士資格取得者		法改正後 税務士資格取得者	
	公認会計士	弁護士	公認会計士	弁護士
区 分				
1)税務代理業務を開始しようとする時				
財政経済部税務士登録簿登録必須	必須	任意	不可	不可
財政経済部税務代理登録簿登録	無関係	無関係	必須	不可
税務士名称使用可否	可能	可能	不可	不可
2)税務士法適用の有無(登録に限ること)				
韓国税務士会加入および除名規定	無	無	無	無
教育関連義務規定	無1)	無1)	無	無
懲戒関連規定適用	適用2)	適用2)	適用2)	無
業務(秘密厳守,信義誠実など)規定	適用	適用	適用	無
罰則規定	適用	適用	適用	無
その他規定	適用	適用	無	無

*1)專業の場合には適用

*2)税務士会会則違反関連した懲戒規定は適用違うこと

4. 税務士名称独占使用のための税務士会の努力

(1)対国民署名運動展開,105万人税務士自動資格廃止に署名

税務士会5,900余りの会員は、4ヶ月間全国民を対象に公認会計士・弁護士の税務士自動資格を廃止して、税務士試験合格者だけ、税務士名称を使うようにする汎国民署名運動を実施して、105万人の署名を受けて、国民的同意を受けた。

(2)全国民対象ギャラップ世論調査

2003.9.23.韓国ギャラップが、全国民を対象に世論調査を実施した結果、国民の85.3%が“税務士試験を受けなかった公認会計士、弁護士に税務士の資格を付与するのは不当だ”と答え、国民の90.7%が“税務士試験に合格した者にだけ‘税務士’名称を使わせなければならない”と答えた。

(3)税務士法改正公聴会開催

2003.10.2.財政經濟部主管、韓国租税研究院主催に開催された、税務士法改正公聴会で、討論者全員は“弁護士や公認会計士が、税務代理業務は継続しても納税者の正しい選択のために、税務士の名称は税務士試験合格者だけが、使わなければならない”という共通した意見を提示した。また参加した納税者も討論者のような発言をした。結局、公聴会では討論者と納税者らは“弁護士・公認会計士は、弁護士・公認会計士の名称で税務代理業務を遂行して、税務士名称は税務士試験合格者だけが使わなければならない”という共通した意見を提示した。

・ 税務士名称の独占使用、その後

1. 税務士名称独占使用による効果

(1) 競争を促進させて、良質の税務サービス提供

税務士試験合格者だけ税務士の名称を使って、弁護士と公認会計士は弁護士、公認会計士の名称で税務代理をしており、税務代理市場において税務士、公認会計士、弁護士間の競争が促進されて、国民は良質のサービスを安く提供されることになった。

(2) 名称混用による国民の被害防止と正確な情報による消費者選択権向上

ギャラップ調査によれば、国民の大多数は弁護士、公認会計士に対する、税務士自動資格付与を知らずにいた。したがって、国民は弁護士、公認会計士らが税務士試験に合格して、税務士法で定めた検証を通じて、専門性を整えていることを正しく知らなかったし、また名称混用によるわい曲された選択によって、良質のサービスを提供されることができなかったが法改正で消費者にとって‘税務士資格試験に合格した者’と‘その他の税務士資格所持者’を区分されるようにすることによって、合理的な税務サービス選択の機会を保証される契機になった

(3) 専門資格士制度確立

すべての資格はその法律が決める目的と使命、そして機能が違うから資格を検定する試験科目も違うので、弁護士と公認会計士は目的と使命が、税務士と違うので、税務士資格を自動で付与するのは、国家資格制度を否定することであるから、税務士名称を税務士試験合格者だけ使うことによって、国家専門資格士制度確立と税務士は、税務に対する専門家という認識をより一層高めることができた。

(4) 自動資格廃止と類似の効果

弁護士と公認会計士に税務代理業務が許される現実において、税務サービスの消費者観点で税務士という名称は、租税専門家という認識と合理的な選択をすることになって、税務士資格を付与しながらも、税務士の資格名称を使えなくなれば(資格者としての公文書発送、看板、名刺などの営利広告目的で税務士名称使用禁止)対外的に専門資格者としての税務代理業務を遂行するのに重大な制限になることができ、実質的に自動資格を取得する実益および意味までも喪失させる結果を持ってきて、税務士名称使用による無賃乗車が間接的に遮断されて、自動資格廃止の効果があるといえる。

2. 税務代理人の現況

(1) 国税庁の税務代理人登録現況

(国税庁統計資料：毎年末基準)

区分	合計	税務士	公認会計士	弁護士
2002年	9,943	5,141	4,572	229
2003年	10,831	5,717	4,768	346
2004年	12,378	6,210	5,740	428
2005年	13,584	6,622	6,447	515
2006年	14,382	7,014	6,819	549
2007年	15,231	7,424	7,221	586
2008年	16,448	7,798	8,030	620

* 公認会計士と弁護士は既存の税務士登録簿、2004年からは税務代理業務登録簿に登録

(2) 韓国税務士会の税務士登録現況

(韓国税務士会：毎年3月末基準)

区分	合計	税務士	公認会計士	弁護士
2003年	10,544	5,254	151	25
2004年	12,174	5,829	151	26
2005年	13,442	6,297	157	26
2006年	14,245	6,694	159	24
2007年	15,083	7,096	155	25
2008年	16,296	7,463	159	24

(3) 資格士別数

区分	合計	税務士	公認会計士	弁護士
2004年	20,965	6,191	7,886	6,888
2005年	23,636	6,676	9,267	7,693
2006年	25,650	7,088	10,137	8,425
2007年	27,815	7,521	11,068	9,226
2008年	30,495	8,133	12,191	10,174

3. 税務士法改正以降の流れ

(1) 弁護士の憲法訴願に対する税務士法の合憲決定

1)要約

弁護士が税務士資格を与えられているにもかかわらず「税務士」という名称を使用できないよう定めた税務士法の規定に対する違憲判断についての憲法訴願が提起されたが、憲法裁判所は2008年5月29日にこの事件に対する棄却決定を下した。この事件の法律条項の『弁護士が税務代理の業務を行う場合は弁護士本来の名称を使用せよ』との立法趣旨は、税務士の固有な専門職域を確認すると同時に各資格士の名称で表示される専門性によって消費者が合理的に選択可能とするところにあるという点において、その立法目的の正当性と手段の合理性が認められている。

この決定で憲法裁判所は、まず租税制度および税務行政上の税務士職務の公共性を確認し、その職務遂行の専門性とこれに伴う資格要件の必要性を強調した。あわせて、税務士の名称がその職務上の公共性と専門性の表示となっていることを明らかとした。

2)憲法裁判所の決定内容

多数の棄却意見

多数意見はこの事件の法律条項が税務士という資格名称の公信力を高め、消費者が「税務士資格試験に合格した者」と「その他の税務士資格保有者」を区分できるようにすることで、合理的な税務サービス選択の機会を保障しようとする立法目的については、その目的の正当性が認められ、その立法目的を達成するための適正な手段になるとした。

さらに弁護士が税務士の専門知識を有していない点を認めつつ、弁護士については「税務士またはこれに類似する名称」のみ禁止しているに過ぎず、弁護士が自ら取り扱う「業務」の種類として「税務」、「税務代理」、「租税」と表示することまで認めないというものではないため、この事件の法律条項の制限は立法目的を達成するために必要な範囲を逸脱していないと報告している。

少数の反対意見

資格を与えながら資格名称の使用を全面的に禁止するのは、専門資格士としての職業遂行に重大な制限をもたらすだけでなく資格を持つ意味そのものを喪失させる結果となるため、基本権制限

の程度において最初から資格を与えないものと別段違いがないだけでなく、弁護士の税務士名称の使用を全面的に禁止しこれに違反する場合 1 年以下の懲役または 1 千万ウォン以下の罰金に処すというのは(法第 22 条の 2)、資格保有者の客観的真実に基づく情報提供行為を禁止し刑事処罰の対象にまで含めるものであり、立法目的を達成するに必要な範囲内のものとは考え難い。

3)分析および検討

消費者権利の侵害の有無

改正法律の立法趣旨は、一方では税務士資格試験に合格した者に限り税務士の固有の職域を認めるという意味を明らかとし、また一方では課税官庁に比べ弱者の位置にある納税者が「資格士の名称」を使用する者に対しその専門的知識と技術に対する強い期待と信頼を寄せるのは当然のことと言え、税務分野についてより専門的な知識を求める税務士資格試験に合格した者と他の資格士として税務士の業務を行おうとする者を区分することで、税務代理のサービスを利用しようとする消費者に対し合理的な選択の機会を保障しようとする側面があると言えよう。

これに基づき憲法裁判所も、この事件の法律条項は国家が与えた税務士という資格名称の公信力を高め、消費者が税務士資格試験に合格した者とその他の税務士資格保有者を区分できるようにし合理的な税務サービス選択の機会を保障しようとする、立法目的の正当性を認めている。

平等権侵害の有無

税務士法で税務士の資格が与えられている弁護士および税務士資格試験の合格者が皆同一の能力と専門性または資質を備えているとは言えず、その選抜試験の科目、評価方法および専門分野などを考慮し、その差異により一定の範囲で分けて扱うことは恣意的な差別ではなく、むしろ本質的に異なるものを別に扱い実質的なバランスを高めたものと見ることができる。

これについて憲法裁判所は、「自らが意図して取得した資格」の名称でない「意図しなかったが自動的に取得することとなった資格」の名称の使用を制限されたに過ぎず、この事件の法律条項は税務士と同格として誤解される素地のある資格名称の使用を禁止するのみ、弁護士が税務、

税務代理、租税などと表現することまで認めないというものではないため、このような制限が基本権に対する重大な侵害になるとは考え難いと判断した。

表現の自由侵害の有無

国家資格試験制度を通じて該当分野の専門的な知識と技術が検証された者であることを表示する専門資格士の資格名称を排他的に使用させることは、国家がその資格士に対する専門性を保障しこれを通じて資格士制度の公信力を確保することで国民の消費者としての選択権を保障するものであり、つまるところ専門資格者による資格士名称の使用・不使用またはその行為の営利広告などの表示行為なども表現の自由により保護を受ける対象になり得ると言えよう。

「税務士」の資格名称の持つ意味は、単に租税法と税務会計の行政実務的能力(非法律科目である会計学、財政学、税務会計などの専門性が多くの割合を占める)にとどまらず、法律制度についての基本的な素養や税法についての理論的知識を有する者でなければならず、その専門性の表示は専ら税務士資格試験によってのみ検証される専門性を表示するものである。弁護士として自動的に取得した税務士資格取得者と、税務士資格試験による税務士資格取得者は、その取得経緯だけでなく専門性においても実質的な差があり、この事件の法律条項が合理的根拠なく恣意的に差別して表現の自由を制限したとは見られない。

なぜなら税務士は税務士資格試験を通じて得た税務士資格を根幹として税務士業を営むものであり、彼らによる「税務士」名称の使用は表現の自由の本質的な内容となるが、弁護士にとっての「税務士」名称は司法試験を通して当初得られない税務士の専門性を借りて営業をしようとする、手段に過ぎない場合もあり得るためである。

職業選択の自由侵害の有無

この事件の法律条項は、名称にのみ制限をし、その他弁護士の職務の範囲内で税務士職務を行うことについては何ら制限を設けておらず、弁護士資格で税務士の業務を自動的に行えるという点では他の一般受験者に比べむしろ有利な地位にあると言える。そして職業選択の自由は、自らが望む職業や職種を自由に選択し、選択した職業を自由に営めるその内容を意味するもので、

特定の者に対し排他的・優越的な職業選択権や独占的な職業活動の自由までを保障するものではない。

税務士法では弁護士が税務代理の業務を行う場合は自らの資格士即ち弁護士の名称を使用させている。税務士という固有の職域を確保すると同時に消費者が各資格士の名称で表示される専門性を通じて合理的な選択ができるよう税務士資格試験に合格した者についてのみ税務士の名称を使用できるようにしたものであれば、その立法目的の正当性と手段の合理性を容易に認めることができ、関連条項が職業選択の自由を侵害するものでないと言えよう。

幸福追求権侵害の有無

現行の税務士法が弁護士資格を有する者に対し税務士の資格を認めているのは、弁護士が本来税務士の資格を有することを確認したのではなく、税務士業務が弁護士の一般法律事務と一定程度重なる部分がある点を考慮し弁護士にもその業務を行えるよう許容することに根本的な趣旨がある。

この事件の法律条項が、人間らしい生活を弁護士に保障するため国家が実現しなければならない客観的内容としての最低限の制度保障にも満たない或いは憲法上容認され得る裁量の範囲を明白に逸脱したとは考え難く、弁護士が税務士の名称を使用できる機会を剥奪された事実のみをもって人間としての尊厳と価値、幸福追求権や人間らしい生活を営む権利が侵害されるとは言えない。

(2) 自動資格廃止についての再発議(イ・サンミン議員による代表発議:2008.8.7)

1) 税務士法一部改正法律案の提案理由および主な内容

現行法では弁護士資格を取得する場合自動的に税務士資格を取得できるとされているが、これは合理的な理由なく弁護士資格取得者に不当な特惠を与えるものであり、専門性が求められる税務分野の専門性を高めひいては消費者に高品質な税務サービスを提供するため、弁護士の税務士資格自動取得を削除しようとするものである(税務士法第3条4号削除)。

2) 税務士法一部改正法律案検討報告(企画財政委員会 2009.2)

税務士自動資格の付与は資格士名称を排他的に使用するものとする国家資格試験制度の

本質に背くだけでなく資格の検証を通じて与えられた各資格士の専門性についての国民の信頼と選択権を損なう恐れがある。

弁護士など特定の資格保有者に税務士資格を与えることは税務士資格制度の施行初期に資格試験合格者が不足する問題を補うためのものだったと言え、現在は毎年 700 名前後の税務士合格者を輩出し専門税務士を充分供給できており、弁護士などに対する税務士資格自動付与の必要性が高くない。

電子税政が拡大し企業の会計と税務がより複雑化するなど納税環境の変化に伴い税務分野の専門性を高めるため関連分野についての専門的な知識と経験が必要となっているが、司法試験では税務業務に関する科目がほぼ皆無で、1 次試験の選択科目となっている租税法も殆ど選択されておらず、弁護士資格証保有者の大半が税務士業務に必要な専門知識を備えているとは言い難い側面がある。

改正案は弁護士が税務士資格を自動的に取得することを廃止するもので、弁護士法による弁護士の一般法律事務として税務代理業務を行うことまで禁止するものではないため、弁護士の職務範囲を侵害するものではない。

現行の税務士法第 3 条では税務士試験合格者・公認会計士および弁護士に対し税務士資格を与えることとしているが、同法第 20 条第 2 項では同法第 6 条により登録した税務士資格試験の合格者にのみ税務士の名称を使用できるとした立法的矛盾を解決する必要がある。

韓・米自由貿易協定など自由貿易協定(FTA)が引き続き締結されるに伴い法律サービス分野の市場の一定の開放が予想され、固有の職域をめぐる各資格士間、そして海外の資格士との職域争いが本格化する状況に至っており、これらを明確に区分し事前に問題点などを調整する必要がある。

ただし、弁護士に税務士資格を与えない場合でも弁護士法第 3 条により弁護士の職務として税務代理業務を行うことが可能であるため、改正案に実益がないという点、国民に対し総合的な法律サービスを提供するという観点では弁護士に対しても税務士資格を与える必要があるという点、近年様々な分野の専門家を法曹人に養成するための法学専門大学院(ロースクール)制度が導入された点などを理由に改正案に反対する意見もある。

． 今後の課題

韓国税務士制度は、税務士試験合格者の不足という当初の限界から弁護士と公認会計士に既得権を認め自動資格を与えたが、税務士の十分な供給、複雑化した納税環境の変化と電子税政の拡大に対応して税務分野の専門性を高め、その一方、弁護士法または公認会計士法により税務代理業務を行うことができるため、各資格士の名称で表示される専門性を通じて消費者の合理的な選択が可能となるよう引き続き自動資格の廃止を推し進めるべきだろう。

2003 年、国会の立法過程で法制審査委員会が、自動資格廃止に関する立法趣旨即ち「消費者が合理的な選択をできるよう、税務士の名称を専門的な税務士資格試験の合格者へと一元化し、公認会計士および弁護士は各資格士の固有名称で税務代理を行う」とする立法の意図を損なわせ、削除された自動資格を復活させるよう修正したため、法体系上両立し得ない相反する条文が作られた。税務士資格を与えられながら税務士の名称を使用できない立法的な矛盾を解決するために弁護士の税務士資格自動取得の規定を削除しようとする税務士法一部改正法律案が発議された状態にあるため、これを改正させる必要がある。

公認会計士の場合は今回の税務士法一部改正法律案で税務士自動資格を与えるものとなっており、2003 年改正前の税務士資格のある公認会計士の管理監督の現実性など形式的な税務代理一元化の問題点と、改正後の税務士名称の使用禁止および関連する税務士未登録者による税務士名称の使用禁止違反についての監視監督およびこれについての事後管理など、厳格に法を執行する上での実効性の問題から両者いずれも事実上有名無実な条文と思われる。したがって公認会計士会との地道な対話と論理の研究を通じて自動資格に関する制度を改善してゆく課題が残る。

憲法裁判所の判決も税務士が租税専門家としての固有の職域として認めており、自動資格廃止についての社会的なコンセンサスも形成されており、現在進行中の立法過程でも我々の正当な論理が反映されており、自動資格の廃止が世界的な趨勢として国民の合理的選択を保障するための

時代の要請と言える。

現在は税務士自動資格廃止の過渡期的な過程と見ることができ、各種資格士の大量輩出と継続的な自由貿易協定の締結による法律サービス分野の市場開放による税務・会計市場の過当競争の中で、租税専門家としての地位向上と権益確保に力を注ぐべきであろう。

－参考文献－

ノ・テジュ 税務士のアイデンティティ確立策についての研究、税政(セジョン)研究院
2008

税務士法改正に関する公聴会資料、韓国租税研究院 2003

チョン・ウンソン 税務士制度の発展動力を活かすべき、税務士制度発展研究所 2006

キム・ウンヒ 税務士法上の「税務士」名称に関する憲法的研究、韓国租税研究所 2009

キム・グァンムク 税務士法一部改正法律案検討報告書、企画財政委員会 2009

稅務士法 一部改正法律案

(이상민議員 代表發議)

檢 討 報 告

2009. 2.

企画財政委員會

專門委員 김 광 목

・ 提案経緯

1. 発議者: 이상민議員 等 11人
2. 発議日: 2008年 8月 7日
3. 回付日: 2008年 8月 29日

・ 提案理由 並びに 主要内容

現行法は、弁護士資格を取得する場合に、自動で税務士資格を持つことが出来るようになって
いるが、合理的理由なしで弁護士資格取得者に不当な特典を与えるということだけではなく、専門
性が要求される税務分野の専門性を向上していき、消費者たちに高品質の税務サービスを提供
するために弁護士の税務士資格自動取得を削除しようとするものである。(第3条 第4号 削除).

・ 検討意見

区 分	現 行 (税務士法 第3条)	改 正 案
税務士資格取得	<ul style="list-style-type: none"> ⦿税務士資格試験で合格した者 ⦿公認会計士の資格がある者 ⦿<u>弁護士</u>の資格がある者 	削 除

改正案は税務分野の専門性を高めるために弁護士資格がある者に付与している税務士資格自動取得規定を削除しようとする事として、次と同じような点を勘案すれば妥当な側面があると判断されること¹⁾

第一に、税務士資格試験に合格していない弁護士並びに公認会計士に、税務士資格を付与したり、税務士名称を使用させようとする事は、資格者名称を排他的に使用できるようにする国家資格試験制度の本質から外れるだけでなく、違う資格の検証を通して、付与された各資格者の専門性に対する国民の信頼と選択権を毀損しうる。

すなわち国家が施行する資格試験制度は、税務士の場合、税務分野に関して専門的な知識を備えた者を選抜して、国民の要求に応える良質の税務代理服务を提供しようとするものだから、弁護士等が税務士の名称を使用する場合、これらに税務士としての専門的な知識と資質を備えることで、信頼するようにすることで税務代理を利用しようとする国民の合理的選択権を制約することができると思う。

参考に、税務士法と弁理士法を除外した残りの資格関連法律などは当該資格試験で合格する者の外に、弁護士に対する自動資格付与制度が用意されていない。

第二に、弁護士など特定資格所持者に税務士資格を付与するのは、税務士資格制度施行初期に資格試験合格者の不足問題を補完するためのものといえるが、現在は毎年700名くらいの税務士合格者を輩出して、専門税務士を十分に供給しているので、弁護士などに対する税務士資格自動付与の必要性は高くない。

第三に、電子税制が拡大して、企業の会計と税務がより一層複雑になるなど、納税環境の変化により税務分野の専門性を高めるためには、関連分野に対する専門的な知識と経験が必要だといえるが、²⁾司法試験の場合、税務業務に関する科目が殆どなく、1次試験選択科目になっている租税法もほとんど選択されていなくて、大部分の弁護士資格証所持者が税務士業務に必要な専門知識を備えているとはいえない側面がある。³⁾

弁護士および税務士の試験科目比較

区分	税 務 士	弁 護 士
第1次試験科目	<ul style="list-style-type: none"> ◦財政学 ◦会計学概論 ◦税法概論 ◦商法（会社編） ◦択一（商法・民法・行政訴訟法） ◦英語 	<ul style="list-style-type: none"> ◦憲法 ◦民法 ◦刑法 ◦択一（国際法・労働法・国際取引法・租税法・知的財産権・経済法・刑事政策・法哲学） ◦英語
第2次試験科目	<ul style="list-style-type: none"> ◦税法1部(国税基本法・所得税法・法人税法・相続税および贈与税法) ◦税法2部(付加価値税法・特別消費税法・地方税法(取得税・登録税・財産税・総合土地税に限る)・租税特例制限法) ◦会計学一部(財務会計・原価管理会計) ◦会計学二部(税務会計) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦憲法 ◦民法 ◦刑法 ◦商法 ◦行政法 ◦民事訴訟法 ◦刑事訴訟法

第四に、改正案は弁護士が税務士資格を自動で取得するのを廃止することで、弁護士法による弁護士の一般法律事務として税務代理業務を遂行することまで禁止するのではないので弁護士の職務範囲を侵害するのではない。

第五に、現行税務士法 第3条には税務士試験合格者・公認会計士および弁護士に税務士資格を付与するようになっているが、同法 第20条 第2項では、同法第6条により登録した税務士資格試験合格者にだけ税務士名称を使えるようにしている。

ところで、これらに税務士名称を使用できないようにしながら、会計士・弁護士に税務士資格を付与するのは矛盾した立法と見える。⁴⁾

したがって、税務士法 第3条の弁護士・会計士に対する税務士資格自動付与制度を廃止して、立法的矛盾を解決する必要がある。

第六に、韓米自由貿易協定など継続的な自由貿易協定(FTA)締結により、法律サービス分野市場が一定部分開放されると予想され、固有職域を取り囲んだ各資格者間に、進んで海外資格社との職域争いが本格化する状況に至っているため、これを明確に区分して、事前に争いごとを調整する必要がある。

ただし、弁護士に税務士資格を付与しなくても、弁護士法第3条により弁護士の職務として税務代理業務を遂行することが可能なため、改正案の実益がないという点、国民に対する総合的な法律サービス提供の次元では、弁護士にも税務士資格を付与する必要があるという点、最近多様な分野の専門家を法曹人によって養成するための法学専門大学院(ロースクール)制度が導入されたという点などを理由で改正案に反対する意見もある。⁵⁾